



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

919 一般競争入札による落札者の決定	(デジタル社会推進課) 1
920 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課) 2
921〃	(〃) 2
922 救急病院の認定	(医務課) 2
923 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課) 2
924 平成23年和歌山県告示第685号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一 部改正	(水産振興課) 5
925 道路の区域変更	(道路保全課) 6
926〃	(〃) 6

告 示

和歌山県告示第919号

令和6年度和歌山県立情報交流センター無線LANネットワーク更改について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年10月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度和歌山県立情報交流センター無線LANネットワーク更改 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和6年9月19日
- 落札者の氏名及び住所
令和6年度情報交流センター無線LANグループ
(代表者) 西日本電信電話株式会社
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
(構成員) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
東京都千代田区大手町二丁目3番1号
(構成員) 株式会社スマート・インサイト
海南市大野中790番地8
- 落札金額
38,599,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,509,000円)
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年8月9日

和歌山県告示第920号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年10月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400 854	オポッサムマーケット	海南市船尾215番地46	就労継続支援B型	特定なし	株式会社オポッサムマーケット	岩出市中黒62-2	令和6.10.1

和歌山県告示第921号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年10月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021000 751	はねのね	橋本市高野口町名古曾1000番6	共同生活援助	特定なし	一般社団法人はねやすめ	大阪府羽曳野市伊賀一丁目5番16号	令和6.10.1

和歌山県告示第922号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年10月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 済生会和歌山病院
- 2 所在地 和歌山市十二番丁45
- 3 有効期限 令和9年10月10日

和歌山県告示第923号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次に示すとおり指定する。

令和6年10月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「BOOM!」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真を付して、「Boys love」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「Celestial CHARGE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

- (4) 次の写真を付して、「CHILL hour ELEMENT」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真を付して、「Cock's Popo」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真を付して、「CORE Crystal」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (7) 次の写真を付して、「Diablo」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「DREAM CARE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真を付して、「Ecstasis Ageha Gold Spark」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真を付して、「ECSTASY LUSH」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真を付して、「ECSTASY VISION SUPER」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「END OF THE MASTURBATION」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真を付して、「ENDLESS PLAY」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「GAY PRIDE lover 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「GOD CHILL Element」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「HAPPY BROWN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真を付して、「HAREM BURST SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真を付して、「K2MAN BOM」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「LOVE GAME 2024」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「NEVER LAND MAGIC NIGHT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (21) 次の写真を付して、「NITRO X」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真を付して、「NO LIMIT」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (23) 次の写真を付して、「Nude 5th」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「PLATINUM Spice LIMITED」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「Psych King」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (26) 次の写真を付して、「PURE WHITE 97.9」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「RODEO GIRL SEX Launcher」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (28) 次の写真を付して、「Scream MONSTER」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (29) 次の写真を付して、「Sex dependency no. 3」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (30) 次の写真を付して、「slow motion XXX」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真を付して、「SUCK U」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真を付して、「SUPER FEVER」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「SXX IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

- (34) 次の写真を付して、「Thunderz High」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真を付して、「Violence SEX II」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「X-FOX SEX BLACK HOLE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真を付して、「LOVE」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真を付して、「グリグリGREEN」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真を付して、「セクササイズ 酒池肉林」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真を付して、「タコス24」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真を付して、「チンチンBAZOOKA」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真を付して、「テキーラ24」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「にゅちゅにゅちゅはーもにくく」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「ボクのカレシ 誘惑のMOKKORY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真を付して、「メスガキ肉便器製造機 弐号 従順な肉便器」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (46) 次の写真を付して、「HIMALAYA BLACK KNUCKLES」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (47) 次の写真を付して、「ワカモーレ24」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (48) 次の写真を付して、「愛撫」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「花弁ガールズ イキヌきモード」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (50) 次の写真を付して、「HYOTOKO」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (51) 次の写真を付して、「URSULA ORGA LINK」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (52) 次の写真を付して、「悶絶雄汁」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (53) 次の写真を付して、「純トロ グレード極」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真を付して、「絶頂」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真を付して、「生TOL0 X」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (56) 次の写真を付して、「No. 1 超越絶頂」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉体のもの。
- (57) 次の写真を付して、「琉球 SUMMER BLEND 2024」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (58) 次の写真を付して、「天衝 阿ノ型」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真を付して、「天衝 吻ノ型」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真を付して、「白液連射砲」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (61) 次の写真を付して、「縛戯遊郭 Level4」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (62) 次の写真を付して、「腐乱素人形」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉体のもの。
- (63) 次の写真を付して、「目合」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(64) 次の写真を付して、「雄墜 嵐 国士無双」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(65) 次の写真に示すとおり、「FUNKY JUNKY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(66) 次の写真を付して、「BURNING SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(67) 次の写真に示すとおり、「MANMAN SPLASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和6年10月11日

和歌山県告示第924号

平成23年和歌山県告示第685号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年10月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山北漁業協同組合の地区	和歌山市田野に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	田野浦底びき網
	和歌山市田野に住所又は根拠地を有する者が行う漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち田野浦底びき網加入区の区分に属さない漁業	田野浦その他
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町出雲又は潮岬に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	出雲・上野棒受網
	東牟婁郡串本町田並又は和深に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	田並・和深棒受網
	東牟婁郡串本町古座に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	古座一本釣
	東牟婁郡串本町大島に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳繩漁業を主とする漁業	大島曳繩
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち串本棒受網、串本曳繩、串本一本釣、串本刺網、橋杭棒受網、橋杭曳繩、橋杭一本釣、出雲曳繩、出雲一本釣、田並曳繩、和深曳繩、和深一本釣、上野一本釣、串本小型定置、出雲・上野棒受網、田並・和深棒受網、浦神刺網、浦神一本釣、浦神棒受網、須江棒受網、南紀第1、南紀第4、須江曳繩、下田原刺網、有田一本釣、古座一本釣及び大島曳繩加入区の区分に属さない漁業	和歌山東漁業協同組合その他

和歌山県告示第925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出海南線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市口須佐字グミノ木4番1 地先から同市伊太祈曾字宮ノ前 94番1地先まで	旧	9.22 11.26	90.78	
同上	新	10.35 15.26	90.78	

和歌山県告示第926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市口須佐字グミノ木9番1 地先から同市口須佐字グミノ木 5番8地先まで	旧	11.59 18.00	87.53	
同上	新	11.67 18.24	87.53	